

役務の提供に関するガイドライン

1. ガイドライン制定の趣旨

役務の提供は、通常の商品とは異なり、サービスの提供を目的とするものになるため、会員との契約締結に際しては、より慎重かつ丁寧な対応が求められ、トラブルの発生を防止する必要があります。トラブル発生防止のため、本ガイドラインを遵守してください。

2. 「役務の提供」とは

本ガイドラインにおける「役務の提供」とは、契約の目的物（納品物）が、物品ではなくサービスの提供であるものをいいます。具体的には下記のようなサービスが該当しますがこれに限りません。

＜具体例＞

クリーニングサービス、ハウスクリーニングサービス、エアコンクリーニングサービス、物品保管サービス、印刷サービス、プリントサービス、ダビングサービス、修理サービス、リフォームサービス、ガーデニングサービス、家事代行サービスなどのサービス

3. 遵守事項

役務の提供に際しては、以下の事項を遵守してください。

（1）在庫設定

役務の提供は、無形のサービスの提供となりますが、在庫の設定をせずに無制限に注文を受け付けますと、受注過多となり、会員へ納期通りサービスを提供することができなくなる恐れがあります。そのため、役務の提供を商品登録する際には、在庫設定を必ず行ってください。

（2）出荷完了登録

役務の提供を行った後に、管理画面において、当該提供を行った日を出荷完了日として登録してください。

（3）契約条件表記

トラブルを未然に防ぎ、会員に納得して申し込みを行っていただけるように、商品詳細ページ上に、契約条件をわかりやすく記載してください。